

食安輸発0803第3号
平成24年8月3日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

オーストラリア産かんきつ類の取扱いについて

このたび、輸入者による自主検査において、オーストラリア産生鮮かんきつ類(MANDARINS-MURCOT)から基準値を超える防ばい剤イマザリルが検出されたことから、今後は下記のとおり対応することとしましたので、御了知の上、対応方よろしくをお願いします。

記

MILDURA FRUIT COMPANY が輸出又は包装したオーストラリア産かんきつ類(マーコットと称されるものに限る。)について、今後、輸入の届出があった場合は、輸入者に対し、防ばい剤イマザリルに係る自主検査を指導するとともに、以後、継続的に輸入される場合にあっては、定期的な自主検査を指導すること。

その他の場合にあっては、平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号(最終改正：平成24年8月3日付け食安輸発0803第4号)に基づき、イマザリルを含む防ばい剤のモニタリング検査を実施すること。

(参 考)

- 品 名：生鮮かんきつ類(MANDARINS-MURCOT)
- 生 産 国：オーストラリア
- 輸 出 者：MILDURA FRUIT COMPANY
- 検査結果：イマザリル 0.0051 g/kg (基準値：0.0050 g/kg)
- 検 疫 所：東京検疫所(届出受付番号：第24040696132号1欄)